

平成31年3月19日  
株式会社産業経済新聞社

「大阪府の措置命令に関するお知らせとお詫び」

弊社と大阪府内の系列販売店2店（松原南専売所及び花園専売所）は、平成31年3月19日、大阪府から、新聞購読契約を結ぶため不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）の制限を超える高額景品類を一般消費者に提供したとして、同法の第7条第1項の規定に基づき措置命令を受けました。

このような事態に至り、読者や関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

大阪府の命令を真摯に受け止め、再発を防止するため、本社および販売店におけるコンプライアンスの徹底、監督体制の強化を図り、信頼回復に向けて全力を挙げてまいります。

【読者からの購読契約に関する問い合わせ】

産経新聞大阪本社お客様センター 06・6633・9357

（受付時間 平日9時～19時、土日祝日9時～17時）

産経新聞東京本社お客様センター 0120・34・4646

（受付時間 平日・土日祝日24時間）

【報道関係者からの問い合わせ】

産経新聞社広報部 03・3275・8956

（受付時間 平日9時～18時）